

## 平成25年度環境省調達改善計画（概要）

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）等に基づき、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組や実施体制の整備について定める。

### **1. 調達改善の取組内容**

- （1）重点的に取組む分野
- （2）庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し
- （3）競争性のない随意契約の適切性の確保
- （4）一者応札となっている契約の見直し
- （5）その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

### **2. 自己評価の実施**

上半期終了後及び年度終了後に自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。

### **3. 調達の推進体制等**

- （1）本計画を推進するため、調達改善推進チームを設置する。
- （2）外部有識者から意見を求める。

### **4. その他**

- （1）計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。
- （2）調達改善計画の策定要領に改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合等には、所要の見直しを行うものとする。
- （3）調達の改善にあたっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。
- （4）外局及び地方支分部局等においては、環境本省での取組状況を検証の上、順次実施に移行していく。

## 平成25年度環境省調達改善計画

環境省においては、平成23年度に公共工事等が約41億円、物品・役務等が約586億円の計627億円規模の調達を行ったところである。

平成25年度にあつては、東日本大震災の復興対策や地球温暖化対策事業に係る予算額の増加等に伴い、調達規模の更なる拡大が見込まれるところである。

このような状況下において、予算の適正な執行に資するためには、調達の透明性や競争性を確保することがより重要となる。

については、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組や実施体制の整備について以下のとおり計画を策定し、調達の改善に取り組むものとする。

### 1. 調達改善の取組内容

#### (1) 重点的に取組む分野

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
情報関連システムの調達	情報関連システムの調達を行う場合は、外部有識者（CIO補佐官等）から仕様などの調達に関しての意見を求めて行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用業務における競争性の確保</li> <li>競争性の確保に伴う調達コストの削減</li> </ul>

#### (2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用消耗品等の購入	共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。(他省庁、外局等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度は、事務用消耗品の198品目について共同調達の実施しており、平成25年度においては、6品目を追加した204品目として共同調達を行う。</li> <li>引き続き、蛍光灯、トイレトーパー、災害用備品、ガソリンの共同調達を行う。</li> <li>調達コストの削減（競り下げの試行も含む）</li> <li>調達事務の効率化</li> </ul>

新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し	新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。	・前年度に引き続いて調達数量の適正化の取組を進める。
役務	共同調達の実施及び対象業務の拡大を図る。(他省庁、外局等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度は、4件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を実施しており、平成25年度においては、業務数の拡大を進める。</li> <li>・調達コストの削減（競り下げの試行も含む）</li> <li>・調達事務の効率化</li> </ul>

### (3) 競争性のない随意契約の適切性の確保

競争性のない随意契約については、今後も引き続き調達手続の透明性及び適切性を確保するため、全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分か（業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか）等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性を有する契約方式に移行することとする。

また、契約過程や契約内容の妥当性について、外部有識者で構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行うこととする。

### (4) 一者応札となっている契約の見直し

競争性を有する契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成25年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。

#### ①競争参加資格要件の緩和

業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。

#### ②入札公告、入札説明書等のホームページへの掲載

入札公告等は、環境省ホームページへ掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。

行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書を掲載できない場合は、入札公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。

#### ③準備期間の確保

契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。

④配点の設定

総合評価落札方式や企画競争方式においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。

⑤提案書等の分量の適正化

新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。

⑥仕様の明確化

入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる人員や資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできうる限り詳細に記載する。

⑦報告書等の積極的な開示

過去と同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等が把握できるようにする。

○見直しの対象となる契約の件数及び金額

(上段：契約件数、下段：契約額)

年度等	競争性のある契約方式としているが 一者応札となっているもの		競争性のない 随意契約(※)
	一般競争入札 (総合評価落札 方式含む)	企画競争方式	
平成23年度	321件 7,445,178千円	34件 3,015,672千円	138件 3,595,822千円
平成24年度	309件 9,989,893千円	31件 3,219,364千円	60件 1,476,733千円

※契約の初年度において、複数年にわたり契約することを前提として調達を行った契約の2年目以降の契約を除く。

(5) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
出張旅費の効率化	割引やパック商品等を積極的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張コストの削減</li> <li>旅費の有効利用</li> </ul> 上記につき、引き続き取り組む
クレジットカード決済の試行	公共料金の支払い等においてクレジットカード決済の活用について引き続き検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務コストの削減</li> <li>支払の一括化による事務の簡素化</li> </ul>

人事評価への反映	行政コスト削減に関する評価項目を人事評価に追加する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政コスト削減に係る取り組みを適切に人事評価に反映できる評価方法の構築</li> <li>・ 職員（被評価者）の行政コスト削減に対する意識の向上</li> </ul> 上記につき、引き続き取り組む
身近な行政コストに関する職員への周知	身近な行政コスト（カラーコピーとモノクロコピーの1枚当たりの費用の対比、時間当たりの照明使用による電気料等）を省内に掲示する等して、職員に対する周知を行い、無駄なコストの発生防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の行政コストに対する意識の改善</li> <li>・ 不必要なカラーコピーや照明の使用等の防止に伴う無駄なコストの削減</li> </ul> 上記につき、引き続き取り組む

## 2. 自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。

## 3. 調達の推進体制等

### (1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

- リーダー : 大臣官房長
- サブリーダー : 大臣官房会計課長
- メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長、  
大臣官房会計課予算、決算、契約、支出各担当課長補佐  
大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

### (2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

- ① 調達改善計画の策定及び公表
- ② 調達改善計画の進捗状況の管理
- ③ 調達改善計画の自己評価の実施及び公表
- ④ その他調達の改善にあたり必要と認められる事項

### (3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等にあたっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森嶋昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。

なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

#### **4. その他**

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

調達改善計画の策定要領に改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合等には、所要の見直しを行うものとする。

(3) グリーン購入法、環境配慮契約法等への配慮

調達の改善にあたっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。

(4) 外局及び地方支分部局等の取組

外局及び地方支分部局等においては、環境本省での取組状況を検証の上、順次実施に移行していく。